

唐代文献の日本像

— その変化相と連続相と —

中小路 駿 逸

はじめに

唐代の文献に、日本の地の地理と、その地での王権の歴史とにかかわる情報が含まれているのは周知のことである。が、その情報に二種あって、それらが一見互いに矛盾しているという事実の意味については、これを十分に論じた例がまだないように思われる。

一

この問題について私がまずとりあげたのは、主として唐代の詩の例であった。その論の要点を述べる。

一 唐代に、詩人（その多くは官人）が日本人（遣唐使、留学僧）に贈った詩のなかに、日本の地理や歴史にかか

わることを述べた例があり、それによると、日本の地にはその最西端部に「扶桑」と呼ばれる地域があり、その東に「扶桑の東」または「扶桑の外」と呼ばれる地域があって、その地域内に都（詩の作られた年代から、それが平城京や平安京にあたることが知られる）が位置しており、唐末にはさらにそれよりも東に「扶桑の東の更に東」と呼ばれる地域がつけ加わっている。二例のみ、ここにまた掲げておく。

憐君異域朝周遠。積水連天何処通。遥指來從初日外。始知更有扶桑東。

（劉長卿〈七一〇？〜七八五？〉『同崔載華贈日本聘使』全唐詩卷一五〇）

扶桑已在渺茫中。家在扶桑東更東。此去与師誰共到。一船明月一帆風。

（韋莊〈八三六〜九一〇〉『送日本国僧敬輿』全唐詩卷六九五）

当然、「扶桑」および「扶桑の外」には、それぞれに、もともと動かせない東限があったことになる。「扶桑の東の更に東」の東限は、はっきりしない。

二 これらのなかで制作年代が明らかで、かつ早いものは、王維の『秘書晁監の日本国に還るを送る』（天宝十三

歳（七五四）であるが、劉長卿の『崔載華の「日本の聘使に贈る」に同ず』が、作者の伝記（天宝ごろまで都（国士監）にいて、遣唐使の一員（晁衡すなわち阿倍仲麻呂）に会った可能性があり、天宝の乱後は都にいない時期が多い）や詩の内容（初対面の詩であることを示す「遥かに指す、来たること初日の外よりす、と」や「始めて知る、更に扶桑の東有ることを」の句がある）から、王維の詩にさきだつ作と考えられる。

三 つまり、日本の地理（都の位置）についての認識の変化が、およそ八世紀前半期ごろには起こっていたことになる。その変化は、平城京（ないし畿内）の地がその時期以前には国交相手の都の地として知られてはいなかった（当然、古来知られていた都は畿内よりも西にあったという「歴史認識の変化」をともなっている）。

四 詩にみられるこの変化と対応する事象が中国の正史にみられる。『隋書』（唐初貞観期に紀・伝成る）までは日本列島にある国の領土は「山島」としるされるのに、『旧唐書』（五代、後晋代成る）には「倭国」という「山島」の国と、大海と大山で終わる「日本国」という国とが並記され、前者との国交は貞観二十二年（六四八）まで、後者とのそれは長安三年（七〇三）からの記事があ

り、前者を後者が併合したという一説がしるされる。

つまり、これらの詩は、『旧唐書』にさきだつて、日本列島の国には唐代になってから変化が生じたと、詩人ならびにその相手の日本人とが告げている、日中共同の証言なのである。

五 と同時に、右の「変化」のイメージと並べて、八世紀半ばの時期の日本は、古来中国と通交してきた「山島」の国であるという「連続」のイメージもまた、これらの詩のなかには述べられた例がある。

およそ以上である。

ここに、主として右の「五」の項について、さらに述べようとするのである。

その理由は何か。

唐代にかかわる別種の文献（史書、類書）のなかに、右の「五」と同様の記述法をとった記事がある。それらと詩とがどのように対応するか、否か。この点について論述する必要があると考えるからである。

二

詩にあらわれた二つのイメージの並記について、

まず述べる。

そのことの明らかな例は、王維の『秘書晁監の日本国に還るを送る 序を并せたり』という詩およびその前に据えられた序である。

この詩および序は、天寶十三歲（八五四）、晁衡（また朝衡、すなわち阿倍仲麻呂）が、三十余年の在唐ののち、いったん帰国しようとするにあたつて贈られたとかたちをとつていて、そのとおりに受けとつて別に問題のないものである。他に趙驊（嘩）と包佶の作や仲麻呂の決別の詩も伝わっている（それらの内容については、のちに言及する）。

この詩および序のなかに、日本列島の国について、二種のイメージがあらわれるのである。

序には、まず、中国歴代の王朝が蛮夷をいかに遇してきたかが述べられ、そのなかに『三國志』魏書の倭人伝に見える女王卑弥呼についての言及がある。

亦、呼耶の来朝すれば葡萄の館に含らしめ、卑弥の使を遣はせば報ゆるに蛟竜の錦を以てするに由り、そしてそのあとに、項を改めて、日本のこと、日本と中国との関係が述べられる。

海東の国、日本を大なりと為す。聖人の教へに服し、

君子の風有り。正朔は夏の時に本づき、衣裳は漢の制に同じ。歳を歴て（「歴びて」とも訓じうる）方（まさ）に（「方めて」とも訓じうる）通じ、旧き好みを行人（かうじん）に繼がしめ、天に滂（みなぎ）りて涯（はた）無きに、方物を天子に貢す。儀を同じくし等を加へ、位は王侯の先に在り、掌次、観を改め、蛮夷の邸に居らしめず。

日本という国からは、毎年ではないが、朝貢の使が来ている。行人、すなわち蛮夷の使者に迎接する外交官は、かれらがずっと前から友好的な関係にある国からの使者であることを確認している。そしてかれらに対する中国の扱いは、決して軽くはない。そう言っているのである。

王維は、日本と中国との国交が、昨日や今日からのものとも、唐代になつてからのものとも言っていない。使者の往来は、毎年ではないが継続していると言っている。のみならず、その国の制度や風習には、夏や漢のそれにもとづくものがある、とさえ言っている。当然、魏代の女王卑弥呼以前からの交渉の存在を、この語句は指示しているのである。日本と中国とのかかわりは、夏代にもさかのぼつて長く継続してきたことになる。

と同時に王維は、『三國志』の女王卑弥呼（二字略されて卑弥）の事績を、日本の項には入れないで、呼耶（匈奴）

奴の呼韓耶单于の名の一字略」と対にして述べている。これは修辭の都合にはおかしいではないか。匈奴の单于と対にしたければ、他に人はあるはずであり、対句にしたければ日本の項のなかに置けないこともないと思われるからである。

日本と中国とのかかわりの歴史の長さを言う一方に、倭の女王が日本の項からはずされている。まるで倭と日本とはもともと別の国であったかのようにである。

同様の現象が、王維の詩にも見られる。詩のなかに、次の句がある。

郷樹扶桑外

郷樹は扶桑の外

主人孤島中

主人は孤島の中

対句の一方で、王維は、朝衡（阿倍仲麻呂）の帰りつくべき故郷の地の樹木は、扶桑、太陽がそこから昇るといふ樹木、そのある場所、あるいはその樹木の名をもって呼ばれている場所よりもお遠い向こう側、すなわち中国から見てさらに東方に存在すると言ふ。そういう言いかたで、相手の帰着地の遠さ、したがって帰途の旅路の困難さを思いやっている。

この一句が、仲麻呂の帰着すべき都の地ないし畿内の地が「扶桑」すなわち「日出づる処」、かの『隋書』に

その国の王がみずからの統治領域ないし王城の地と称した地の、さらに東に位置すること、言いかえれば隋代（ないし『隋書』（本紀・列伝）の成った唐代貞観期）に知られていた倭国の領域（ないし中心領域）は天寶期の日本の都（ないし畿内）よりも西に位置することを示すこと、

のちに『旧唐書』に述べられる日本国の領域（西と南は大海に終わり、東と北は大山を境にしてその外の「毛人の国」に対する。すなわちかつての倭国の領域である「山島」をその西部において含む、あるいは併合している、と考えられる）と対応するものであり、『旧唐書』の記述と同じ情報が、『旧唐書』にさきだつて、天寶十三歲（七五四）以前に発生し存在していたことを示すこと、以上はすでに述べた。と同時に王維は、帰りつくべき場所に帰りついたときの相手の状態を、孤島の中、大海のなかにぽつんと浮かぶ島のなか、と呼ぶ。このイメージは『隋書』までの倭国の領域である「山島」に対応するものである。王維は日本について言うとき、この古来おなじみのイメージを捨てていないのである。このことも右と同様、すでに述べた。⁽³⁾

ともかく、日本国の領域が、中国官人にとって古来既知であったものよりも東に伸張し、そのあらたに知られ

た領域のなかに日本国の都があるというイメージが、天
宝期の官人によって描かれていること、そのイメージが
古来の山島のイメージとならべて描かれていること、そ
してそのどちらが、べつだん何のことわりもなく、平
然と、まるで当然のことのようになされていること、以
上の事実を事実としてまず認めなければならないのであ
る。

三

王維の詩および序に見られる二つのイメージの並立は、
どう理解すべきものであろうか。

一方のイメージは、古来の倭国と日本国とは、別々に
語ることのできるものであること、日本国の都は古来知
られていた地よりも東にあること、すなわち日本国の領
域の範囲が古来のものとは違っていることが唐代になっ
てからあらたに（日本国の都の地を含めて）中国に知られ
たことを告げている。つまり「変化」のイメージが示さ
れている。

もう一方のイメージは、日本国と倭国とは、歴史にお
いても領域においても、古来連続したものであることを

告げている。つまり「連続」のイメージが示されている
のである。

ここに「変化」とか「連続」とか呼んでいるものの内
容は、すでに別に述べたから、くりかえす必要はないよ
うであるが、論拠を明晰に示すためと、補足したいこと
もあるために、要点を述べる。

『隋書』には、次のようにしるされている。

倭国は、百濟・新羅の東南に在り。水陸三千里、大
海の中に於いて、山島に依りて居す。魏の時、訳の
中国に通ずる者三十余国。〈中略〉邪靡堆に都す。
則ち魏志の所謂邪馬臺なる者なり。〈中略〉倭王、
姓は阿毎、字は多利思北孤、阿輩雞弥と号す。〈中
略〉阿蘇山有り。〈中略〉大業三年、其の王多利思
北孤、使を遣はして朝貢す。〈中略〉其の国書に曰
はく、日出づる処の天子、書を日没する処の天子に
致す。恙無きか、と云云。〈中略〉明年、上、文林
郎裴清を遣はし、倭国に使せしむ。〈中略〉復、使
者をして清に随ひて来りて方物を貢せしむ。此の後、
遂に絶つ。

（列伝四六 倭国）

隋代に国交のあったその国の領域は山島であり、魏代
と同じところに都し、その王はその領土を「日出づる

処」と称していた、という。「日出づる処」が「扶桑」に対応するものであること、言うまでもない。

また『翰苑』（唐、張楚金撰、顯慶五年（六六〇）叙、蕃夷部の写本（九世紀を下らずとされる）のみ太宰府天満宮に伝わるのは周知のこと）には次のようにしるされている。

山に憑り、海を負ひ、馬臺に鎮して以て都を建つ。

〔中略〕阿翬鷄弥、自ら天兒の称を表す。〔中略〕中元の際、紫綬の采、景初の辰、文錦の献を恭しくす。

右の叙述内容が『隋書』のそれに対応していること、『後漢書』や『三國志』にも対応していること、明らかである。

倭は、韓の東南、大海の中に在り。山島に依りて居を爲す。〔中略〕建武中元二年、倭奴国、貢を奉りて朝賀す。〔中略〕光武、賜ふに印綬を以てす。

（後漢書列伝七五 倭）

倭人は、帶方の東南、大海の中に在り。山島に依りて国邑を爲す。〔中略〕景初二年六月、倭の女王、大夫難升米等を遣はし、〔帶方〕郡に詣り、天子に朝献せんことを求む。太守劉夏、吏将を遣はし、送りて京都に詣らしむ。〔中略〕其の〔景初〕四年、

倭王、復、使大夫掖夜拘等八人を遣はし、生口・倭錦〔中略〕を上献す。

（三國志魏書二十 倭人伝）

古来の「山島」の国のイメージは、顯慶五年（六六〇）までは連続の相を示しているのである。

そして天寶十三載（八五四）の王維の詩および序には、右とならんで「變化」の相があらわれている。「變化」の情報が顯慶五年（六六〇）から天寶十三載（八五四）までの間に発生したこと、明らかである。

そして、この二つが平然と並記される。このことの意味は何か。

一見矛盾している二つのイメージの並記という現象は、大事なものであるように私には思われる。もし二つのイメージが、一つはある人物によって、いま一つは別の人物によって、それぞれに一つだけが示されているならば、一方が正しく、他の一方は誤りないし虚偽であるという処理ができるようにも見えよう。が、これは一人物によって並記されているのであり、しかも送別の詩文の、送られる相手の国のことを述べた部分なのである。当然、叙述の根拠は相手からの情報であると考えられる。しかもこの場合その相手は、すでに三十余年在唐していた阿

倍仲麻呂（養老元年（七二七）入唐）なのである。こういう場合、二つのイメージの一方のみが正しく他方は誤りもしくは虚偽であろうという発想は無理なのである。

では、この現象の意味は何か。

明らかである。二つのイメージは、詩文の作者にとっても、それを贈られる相手にとっても、互いに矛盾しないものだったのである。

とは、どういうことか。

一方が事実、他方はその事実と矛盾しないと考えられた「意味づけ」なのである。ともかく、二つのうちの一方が事実なのである。

では、どちらが。

王権ならびに領土の「連続」が事実であったのなら、それを断ち切る性格の「変化」はなかったわけであるから、「変化」のイメージがはいりこむ余地も理由もない。が、事実は明らかに「変化」が（あるいは「変化」もまた）語られている。ならば「連続」が事実であったはずがない。ゆえに、唐代になってのちに日本列島内で中国の国交相手の王権に、領土の範囲の変化をともなう交替が起こったことが事実、としなければならない。

逆に「変化」が事実であった場合、その「変化」には、

ある意味でそれは「連続」の消滅ではなく、一種の継続したがって「連続」である、という「意味づけ」が可能であろう。たとえば、あらたに正式の国交相手となった王権が、わが王権は古くから続いており、古来中国と国交のあった国の歴史をも何らかの意味で継承している、と自称し、中国としてはその言いぶんを受けいれてもとくに不都合のないような場合がこれである。

そして、事態がそのようなものであった場合、その国のイメージとしては、「変化」だけが語られてもよく、「連続」と「変化」との両方が並記されてもよく、「連続」だけが語られてもいっこうかまわないこととなるであろう。そして、事態はまさにそうであったと考えられるのである。

畿内の地（平城京の地を含む）があらたに唐朝に認識されたという変化が客観的事実であり、その事実は古来の倭（山島の国）の継続とも「意味づけ」できるものであった。言いかえると、古来の山島を含みこみ、より東方に都を有する国は、決してあらたにはじまった歴史の浅い国ではなく、古来周知の歴史をも継承する国であると自称していた。そのみずから称するところの意味づけを、唐朝は一説として受け入れた。それは完全な客観的

事実ではなくても、客観的事実と全面的に矛盾するものではないと考えられた。なんとすれば、日本国と称するその国の王家は早くから存在していたし、古来おなじみの倭国の王家とは先祖を同じくする、いわば分家、傍流、分流といふべき存在だったからである。——考えられる事態はおよそ以上である。

『日本書紀』に、この王朝の初代君主（神武天皇）は九州に王として降臨した皇孫の子孫であるとするされていること、王の子孫が初代王になったというのは、王の傍流の子孫が一分流王権を樹立したことにはかならないこと、文武天皇の即位後の和文の詔（宣命）に、はじめて皇孫以来の王統が連続して当代にいたった旨の宣言があらわれること、この二つの事象の意味するものは、神武以来の傍流王権が文武天皇にいたって本流の「格」を継承し、みずからを列島唯一の中心王権と称しはじめたのにかならないこと、『日本書紀』の告げるところのものが客観的事実であり、宣命の告げるところのものは事実の「意味づけられないし格づけ」であること、これらについてはずでに述べた。⁽⁴⁾ 唐側からする二様の表現は、日本側の右の二様の述べかたに対応しているのである。

つまるところ、唐代文献に見られる右の二種のイメー

ジは、相矛盾する客観的事実を二種並記した（それなら一方が真、他方が偽となろう）のではなく、事実と「事実の意味づけ」とを並記したものと理解されるものである。一方のイメージは「変化」を告げ、他方は「連続」を告げている。この場合「変化」が事実であり「連続」が意味づけである。

この問題にかかわる他の詩にふれておこう。

劉長卿の詩（前掲）は、「周」を、西紀前の周に則天武后時代の国号を重ねあわせたものとすれば、「連続相」と「変化相」とを並記したものであり、韋莊の詩（前掲）は「変化相」だけを述べた例である。

胡衡（阿倍仲麻呂）の詩『命を銜みて国に還る作』（文苑英華卷第二九六、全唐詩卷七三三『奉使銜命使本国』）に、「若木 故園の隣」（全唐詩「故園の林」）の詩句がある。「若木」は『山海経』によれば世界の南部にあるが、『楚辞』によれば太陽が結局そこにいたり、またそこから昇る木「扶桑」（また「扶木」と同じ場所にある木である。南海の内、黒水・青水の間に、木有り。名づけて若木と曰ふ。）

余が轡を扶桑に結び、若木を折りて以て日を払ひ、聊く逍遙して以て相羊す。
（楚辞 離騷）

すなわち、この表現は王維の「郷樹 扶桑の外」に応じたものであって、「扶桑」を王維のように西からではなく東から見た立場で「若木」と呼び、私の帰着する畿内、都の地は、かの「日出づる処」を西に望む地、すなわち、より東にある遠い地なのです、と言っているのであって、「変化」を述べた例の一つとすべきなのである。この送別にあたって作られたらしい詩に、また次の例がある。

西掖承休澣。東隅返故林。来称郷子学。帰是越人吟。
馬上秋郊遠。舟中曙海陰。知君懷魏闕。万里独搖心。

（趙驊〈曄〉『送晁補闕歸日本国』全唐詩一二九）

上才生下国。東海是西隣。九詠蕃君使。千年聖主臣。
野情偏得礼。本性本含真。錦帆乘風転。金装照地新。孤城開金閣。曉日上朱輪。早識来朝歳。塗山玉帛均。

（包佶『送日本国聘賀使晁巨卿』同二〇五）

どちらも「変化」への言及はなく、包詩はとくに積極的に「連続」をのみ述べているようである。いずれも、とくに異とするに足りない状況ではないか。

要するに、唐詩にみられる「日中共同証言」は、虚偽に類する要素は含んでいないのである。

四

唐代にかかわる他の文献（唐代の資料を用いつつ、後代に成立したものを含む）に、この「変化」と「連続」とがどのようにしるされているか、それぞれの文献の字面について確認しよう。

『通典』は、唐の大曆（七六六―七七九）の初めに成り、天宝末までのことをしるしている。

上は黄帝より有唐天宝の末に至る。〈中略〉大曆の始めを以て、実に斯の典を纂し、年を累ねて成る。

（李翰 通典原序）

すなわち用いた資料は王維の作と同時期のものを含むが、成立は王維の詩（および序）よりもものである。したがって成立時期においては王維の作が『通典』に先行している。

その『通典』の倭に関する記述は、次のようになっていのである。すなわち、

倭は、後漢より通ず。

という文にはじまり、やがて

倭、一に日本と名づく。〈中略〉武太后の長安二年、

其の大臣朝臣真人を遣はして方物を貢す。

と『続日本紀』や『旧唐書』日本伝に対応する記事（真人入唐）があらわれ、末尾に

天宝の末の衛尉少卿朝衡は、即ち其の国の人なり。
という注記がある。

右に掲げた箇所だけを見れば、そこには、倭から日本への「連続」が、たしかに示されている。

が、右の「倭、一に日本と名づく」の直前に、次の記述がある。

大唐の貞観五年、新州の刺史高仁表を遣はし、節を持して之を撫せしむ。海に浮かぶこと数月、方に至る。仁表、綏遠の才無く、其の王と礼を争ひ、朝命を宣べずして還る。是に由りて遂に絶つ。

倭との国交が貞観五年に非友好的状態となり、そのあと絶えたままになった、とある。そしてそのあとの長安年間の真人の入唐は、国交の復活とはことわられていない。ならばこの「遂に絶つ」の一句の意味は何か。『通典』の記述は、倭から日本への「連続」と、古来の倭との国交は長安以前に絶えてそれきりになり、「一名を日本という倭（当然、古来の倭とは別の、だが古来の倭の領土をも歴史をも適宜継承した倭）が遣使してきたという

「変化」とを並記した文献の一つ、すなわち王維の詩（および序）と同種のもの、つまり、意味づけを事実と誤解するなら、する方が悪いことになる性格のものなのである。

「遂に絶つ」は、『唐会要』（唐代に編集、大中期（九世紀半ば）に増補されたものに宋代さらに増補）には「復絶つ」としてある。

表仁、綏遠の才無く、王と礼を争ひ、朝命を宣べずして還る。是に由りて復絶つ。

右は『隋書』の倭国伝に「其の後遂に絶つ」を受けて、隋代に一度国交は絶え、唐代になっていったん再開されたものの、ふたたび絶えたという意味であろうか。ともあれ『通典』も『唐会要』も、唐と倭との国交は、日本の長安の遣使以前に絶えてそれきりであったと明記しているのである。この一句を無視して、『通典』を「連続」のみしるした文献とするのは、疎漏、ないしは強弁であろう。

『新唐書』（北宋代成る）日本伝には、

日本は古の倭奴なり。

と、唐までの日本を古来一貫した一つの国と規定しながら、その領域および歴史について、

海中の島に在りて居す。〈中略〉咸亨元年、使を遣はし、高麗を平らぐるを賀す。後、稍く夏音を習ひ、倭の名を惡み、更めて日本と号す。〈中略〉或いは云ふ、日本は乃ち小国、倭の并する所と為る。故に其の号を冒す、と。〈中略〉其の国、都べて方数千里、南西は海に尽き、東北は大山を限り、其の外は即ち毛人為り、と云ふ。長安元年、其の王、文武、立ち、元を改めて大宝と曰ふ。朝臣真人粟田を遣はして方物を貢す。

と、かつての「山島」が、長安元年（七〇二）以前において「南西は海」「東北は大山」というかたちへと変化したこと、その変化は一説によれば併合によるもので、併合した方が併合された方の国号を「冒」したのだ、という。こういう「変化」をしろしつ、しかも相手が古来一貫して一つの国であるようにもしろす、その理由は何か。一つには中国にとつての相手がこの「変化」の前にも一つ、あとにも一つであつて、あとは前のと、領土にも（それにともなつて何ほどか歴史にも）共通する部分があることに對する「意味づけ」ではないか。

つまるところ『新唐書』の記述もまた、王維の詩（および序）や『通典』のそれと同じく、「変化」と「連続

とを並記した例なのである。

むすび

唐代に倭国ないし日本国について中心権力およびその領域に変化が生じたこと、その直接のきっかけをなす事件が白村江における倭国の敗戦（七世紀半ば）であつたろうことは、日本側の文献からも中国側のそれからも浮かびあがつてくるものである。このことについては、古田武彦氏の諸著作や私の著書・論文にすでに縷々述べられており、しかも依然としてそのような変化はなかつたものとする通念が一般を支配して、この通念の本来の根拠をあげて反論するという当然の対応がみられないのが現状である。

私としては、ただ、なおも論拠を提示し、論証を続けるだけである。

それについてなお言えば、この変化について諸文献にみられる語りかたには、日本側のものにも中国側のものにも、その叙述に何か不透明な点があるように思われる。本稿に論じた事実と意味づけの並記というのも、誤解を招く不透明なものの言いかたの一例である。このような

事態がなぜ生じたのか、別の例ともあわせて、なお考究する予定である。日本人に対する他の送別詩の諸例についても、なお別にさらに詳述する予定である。

註

- (1) 『日本文学の構図』(桜楓社、一九八三〈昭和五八〉年)、「扶桑」と海、および「扶桑国」(大阪大学医療技術短期大学部紀要人文科学篇十七、一九八五〈昭和六〇〉年)。
- (2) (1) に同じ。
- (3) (1) に同じ。
- (4) 「宣命の文辞とその周辺」(大阪大学医療技術短期大学部紀要人文科学篇十六、一九八四〈昭和五九〉年)。
- (5) 「唐会要」百卷は、宋の王溥の撰なり。〈中略〉初め唐の蘇冕、嘗て高祖より德宗に至る九朝の事を次で、会要四十巻と爲す。宣宗の大中七年(八五三)、「中略」德宗以来の事を次でて統会要四十巻と爲し、崔鉉をして監修せしむ。〈中略〉惟ふに、宣宗以後、記載尚欠け、溥、因りて復宣宗より唐末までの事を採り、新編唐会要一百巻と爲せしならん。建隆二年(九六一)正月奏御す。」(武英殿聚珍版提要)
- (6) 古田武彦『失われた九州王朝』、『古代は輝いていた』(いずれも朝日文庫に入る)など、中小路駿逸右註(1)(4)、「旧・新唐書の倭国・日本国像」(市民の

古代九、一九八七〈昭和六二〉年)・『日本書紀』の書名の「書」の字について(追手門学院大学文学部紀要二二、一九八八〈昭和六三〉年)・「白江戦と日本文学史」(同二五、一九九一〈平成三〉年)など。以上、それぞれ主要なもののみ摘記した。

*引用は本文中に注記したもののほかは、史書は『百納本二十四史』、『通典』は重印十通(台湾商務印書館)、『翰苑』は吉川弘文館『翰苑』(竹内理三校訂・解説)所載の写真に、それぞれよった。

補記

本稿の成稿と前後して、丸山晋司稿(1)『唐曆』と『通典』について(「市民の古代ニュース」一一八、一九九三年六月)・(2)『唐会要』の「倭国伝」「日本国伝」をどう読むか(同一二一、一九九三年九月)・(3)上記(2)と問題の論考(『続日本紀を読む会・論集』)が出た。(1)は表題の二史料の「連統相記載」の指摘、(2)は『唐会要』の「変化記載」ないし「倭国・日本国並記形式」と、『通典』型「連統相記載」との共存の指摘、(3)は『通典』の問題の記述が八〇三年にさかのぼるとの趣旨の論である。

本稿の記述は、右の指摘ないし問いへの一つの答えとなるものと考えてる。

『唐会要』の倭・日本関係記事についても、別になお述べる予定である。